別表第二の備考一の㈠の1中「「専用通行帯」」の下に「、「普通自転車専用通行帯」」を加え、同表の備考一の㈠中33を34とし、32を33とし、31の次に次のように加える。

32　「専用通行帯」を表示する規制標識の標示板については、必要がある場合においては、次に図示したものに準じて、記号に代えて文字を用いることができる。



別表第二の備考一の㈢の3の⑶中「「専用通行帯」」の下に「、「普通自転車専用通行帯」」を加え、同表の備考一の㈥の表中

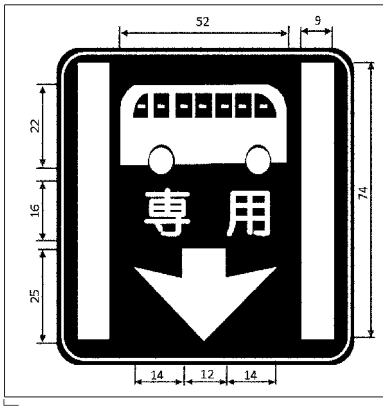
二輪の自動車及び原動機付自転車	二輪

を

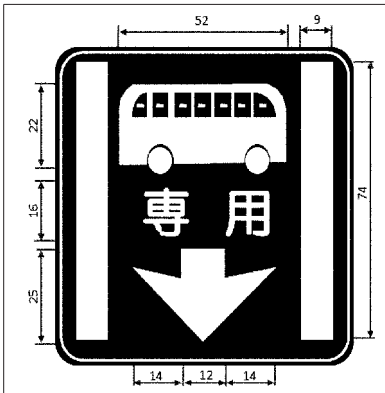
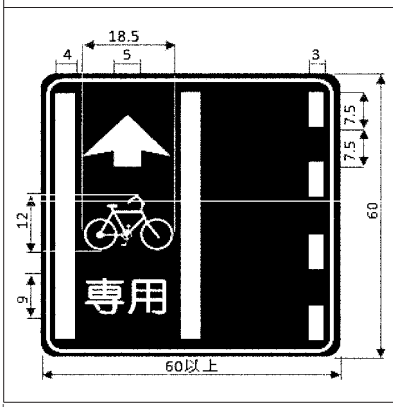
二輪の自動車及び原動機付自転車	二輪
道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び原動機付自転車	小二輪

に改める。

別表第二規制標識の部分中

	専用通行帯（327の4）

を

	専用通行帯（327の4）
	普通自転車専用通行帯（327の4の2）

に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○外務省令第十二号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

外務大臣　前原　誠司

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一中

エストニア
クローネ
遺産の額の2／100
665
350
700
80
350
290
515
140
140
235
515
525
200
290
515
445
105
150
245

を

エストニア
ユーロ
遺産の額の2／100
42.50
22.50
45.00
5.00
22.50
18.50
33.00
9.00
9.00
15.00
33.00
33.50
12.50
18.50
33.00
28.50
6.50
9.50
15.50

に改める。